

コトヲ得ス

此場合ニ於テハ右ノ代價ニ付所有者ハ賣主ニ對シ又賣主ハ譲渡人ニ對シテ求償權ヲ有シ終ニ盜取者又ハ拾得者ニ溯ル

(栗塚)本條第一項ハ買頭ヲ盜取セラレ又ハ遺失シタル物トシ第二項盜取者ノ下詐欺者ノ文字ヲ挿入スヘシ可決ス
(南部)第一項買受ケタルトキハトスルヲ買受ケタル者アルトキハトスヘシ可決ス

第千四百八十四條 無記名債權證書ヲ遺失シ又ハ之ヲ盜取セラレタル場合ニ於テ其證書回復ノ期間及ヒ條件ハ特別規則ヲ以テ之ヲ定ム

(栗塚)本條モ前例ニ違ヒ盜取セラレタル場合トアルヲ盜取セラレ詐欺セラレ又ハ遺失シタル場合トスヘシ可決ス(箕作)特別規則ト云フハ如何(栗塚)大藏大臣ノ告知ニ出ヅル如キモノ

民再調四ノ九九

ヲ云フヘシ依テ特別ノ規則トスヘシ可決ス

第千四百八十五條 前記ノ場合ニ於テ回復者カ占有ノ無名義タリ又ハ懸蕪タルコトヲ證スルトキハ時効ハ三十年ヲ經過スルニ非サレハ成就セス

無異議

第千四百八十六條 前記ノ規定ハ用方ニ因リテ不動産ト爲リタル動産カ其附着シタル不動産ヨリ分離セラレタル場合ニ於テハ其動産ニ之ヲ適用ス

前記ノ規定ハ記名債權又ハ文學技術若クハ工藝ノ所有權ノ如キ無體動産ニモ又動産ノ包括ニモ之ヲ適用セス但此等ノ物ニ關スル時効ノ期間ハ第千四百七十四條乃至第千四百七十六條ニ記載シタル區別ニ從ヒ不動産ニ關スルモノト同一ナリ

(栗塚)本條乃至第千四百七十六條トアルハ起案者ヨリ改正シ

來レリ其關係スル所第千四百七十六條ニ止マラサレハナリ(南部)本條第一項ハ明記セサルモ分明ナリト云フヲ以テ刪除建議ナリ(笑作)第一項ハ刪除スルニ及ハス場合ノ異ナルモノアルヲ以テナリ(村田)然リ可決ス

第七章 免責時効

第千四百八十七條 義務ノ免責時効ハ債權者カ其權利ヲ行フコトヲ得ヘキ時ヨリ三十个年間之ヲ行ハサルニ因リテ成就ス但法律上別段短キ期間ヲ定メ又ハ債權者時効ニ罹ラサルモノト定メタルトキハ此限ニ在ラス

無異議

第千四百八十八條 債務ノ元本カ年賦ニテ辨済ス可キモノタルトキハ利息ヲ包含スルト否トシ間ハス時効ハ各年賦ノ要求期ニ達シタル時ヨリ格別ニ之ヲ算ス

(村田)格別トアルハ各別トナルヘシ可決ス

第千四百八十九條 債權カ年金權ナルトキハ無期又ハ終身ノモノト雖トモ其時効ハ證書ノ日附ヨリ三十个年ヲ以テ成就ス

然レトモ右ノ日附ヨリ二十八个年ノ後ニ至リ債權者ハ債務者ニ對シ時効ヲ中斷スル爲メ双方ノ費用ヲ以テ其權利ノ追認證書ヲ得ント要求スルコトヲ得

若シ債務者右ノ要求ヲ拒絕シ債權者裁判上自己ノ權利ヲ追認セシムルノ必要アルトキハ其費用ハ全ク債務者ノ負擔タリ

(栗塚)本條第一項ハ三十个年ヲ以テ成就ストアル上ニ又ハ第八百八十七條ニ從ヒ債務者ノ元本ヲ償還スルヲ得ヘキ時ヨリノ額高チ挿入スヘシ個ハ起案者ニ質問ノ末回答アリタル結果ナリ

(笑作)第一項冒頭債權カ年金權ナルトキハトアルヲ債權カ無期又ハ終身ノ年金權ナルトキトシ原案ノ同無期又ハ終身ノモノ

トアル数字ヲ删除スヘシ可決ス（清岡）二十八年ノ後ト云ヘ
ル限テ附シタルハ如何（栗塚）期限ノ將サニ盡ナントスル場合
ニ爲スヘキヲ云フニアリ

第千四百九十條 動産質又ハ不動産質ノ返還ヲ得ル爲メノ對人訴權
ハ適法ナル方法又ハ免責時効ニ因リテ債務ノ消滅シタル後ニ非サ
レハ時効ニ罹ラス其時効ハ第千百十九條ニ記スル如ク債權者カ質
ヲ有スル事實ノミニ因リ停止セス

（栗塚）本條ハ「又ハ免責時効」トアルヲ刪リ其時効ハ以下ヲ
除ク可シ第千百十九條ヲ修正シタル結果ナリ可決ス

第八章 特別ノ時効

第千四百九十一條 人ノ身分ニ關スル訴權ハ法律カ其行使ヲ特別ノ
期間ニ禁カラシムル場合ニ非サレハ時効ニ罹ラス

無異議

第千四百九十二條 相續人又ハ包括名義ノ受遺者若クハ受贈者ノ分
限テシテ効用ヲ致サシムル爲メノ遺産請求ノ訴權ハ相續人又ハ包
括名義ノ受贈者若クハ受遺者ノ名義ニテ占有スル者ニ對シテハ相
續發開ノ時ヨリ三十年ヲ經過スルニ非サレハ時効ニ罹ラス

（村田）遺産請求ノ訴權トアル請求ノ文字ハ删除ス可シ（栗塚）
「訴權ト云ヘハ請求ノ意義ヲ包有スヘキモ尙ホ詳明ニ記載シ置
クテ可トス

第千四百九十三條 免責時効ハ左ニ掲クル諸件ノ辨濟ノ訴權ニ對シ
テハ五十年トス

第一 明額ナル金額ノ填補又ハ遲延ノ利息

第二 無期又ハ終身ノ年金權ノ年金

第三 養料又ハ恩給ノ一期ノ支拂金

第四 借家賃又ハ借地賃

第五 果實又ハ日用品ノ毎期ノ給與額

第六 教師、番頭、手代、使用人、僕隸、乳母ノ謝金又ハ給料ニシテ一今年毎ニ定メラレタルモノ

此他一般ニ一今年毎ニ又ハ更ニ短キ時期ヲ以テ定メタル金額又ハ有價物ニ係ル債務ニ付テハ亦同シ但其辨濟ノ方法如何ニ拘ハラス且下ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラス

(果實)本條末項ハ世風ニ害アルヲ以テ報告委員ニテハ之ヲ割除スヘシトス又第六ノ別項ハ此他一般ニ一今年毎ニ又ハ更ニ短キ時期ヲ以テ定メタル金額又ハ有價物ニ係ル債務ニ付テモ亦同シ但其辨濟ノ方法如何ニ拘ハラス且下ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラストセリ可決ス

第千四百九十四條 時効ハ左ノ訴權ニ對シテハ三今年トス

第一 内科外科ノ醫師、産婆、製藥者ノ世話、治術及ヒ調劑ニ

關スル其訴權

第二 前條第六號ニ指定シタル教師、使用人其他ノ者ノ給料カ一今年ヨリ短ク一今年ヨリ長キ時期ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ其訴權

第三 技師、工匠、測量師、製圖師ノ雇使ノ終ラサルトキト雖モ其經畫、意見及ヒ工事ニ關スル其訴權

第四 不動産ニ關スル築造、地均其他ノ工作ニ付テノ請負人ノ訴權

(渡)第一「内科外科ノ」トアル文字ハ削除スヘシ可決ス(清岡)製藥者トアルヲ製藥者トスヘシ可決ス(村田)第二給料ノ上ニ「謝金又ハ」ノ四字ヲ加入スヘシ可決ス

第千四百九十五條 公證人、辯護士、執達吏其他訴訟代人若クハ輔佐人カ職務ニ關シテ受ク可キモノニ付テノ其訴權ニ對スル時効ハ

二個年トス

此場合ニ於テ時効ハ右各人ノ債權ヲ生セシメタル行爲又ハ訴訟ノ了終後ニ非サレハ進行ヲ始メス

然レトモ了終セサル事件ニ關シテハ右各人ハ五個年餘ニ滿ル行爲ノ爲メニ謝金ヲ要求スルコトヲ得ス

此規定ハ右各人カ其職務ノ爲メニ爲シタル立替金及ヒ支出金ニ之ヲ適用ス

(村田)了終ノ文字ハ終了トスヘキ前例ナレハ終了トスヘシ(尾崎)五個年餘ニ滿ルコトヲ得サルハ如何(笑作)行爲ノ繼續シタルトキハ五個年ヲ以テ時効ニ係リ行爲ノ繼續セサルトキハ二個年ヲ以テ時効成就スト云フニアリ

第千四百九十六條 時効ハ左ノ訴權ニ對シテハ一個年トス

第一 非商人ニ爲シタル供給ニ關スル日用品、衣服其他動產物

ノ卸賣又ハ小賣商人ノ訴權但商人又ハ工業人ニ爲シタル供給ト雖トモ其者ノ商業及ハ工業ニ關セサル場合ニ於テハ亦同シ

第二 前記ノ區別ヲ以テ注文者ノ材料又ハ動產物ニ付キ仕事ヲ爲ス居職ノ職工又ハ製造人ノ訴權

第三 生徒又ハ習業者ノ教育、飲食及ヒ止宿ノ代料ニ關スル校長、塾頭又ハ師匠ノ訴權

(栗塚)師匠ノ文字ハ奇異ナルモ個ハ私立學校ノ教師ノ如キ者ヲ云フニアリ(村田)居職ト云フハ如何(栗塚)出稼セサル職工ヲ云フ(北島)非商人ニ對シテハ卸賣ト云フヲ得ス非商人ニ對シテハ卸賣並ト云フ套語アリ(笑作)卸賣ト云ヘルハ卸賣商人ノ義ニシテ商人ノ資格ヲ指シタリ(栗塚)卸賣商人トスヘシ可決ス(村田)師匠ハ親方ト相關連セサルヘカラス(北島)塾頭ハ生徒ノ頭首タリ(南部)校長、塾主、又ハ師匠トシ親方ハ

師匠中ニ含蓄スル意味ニ看做シテハ如何(委員長)親方ヲ包含セシムルト云フハ不明ナルニアラスヤ(栗塚)實際上師匠ト云ヘハ親方ヲ同様視スルニ妨ナシ(栗塚)最初ハ教師ノ文字ヲ用ヒシモ本條ニハ校長塾主ノ文字ヲ採リタルニ依リ師匠ノ文字ハ親方ノ意味ヲ包含セシムルトシテ差支ナシ結局師匠親方ノ訴權トスルニ決ス

第千四百九十七條 時効ハ左ノ訴權ニ對シテハ六個月トス

第一 第千四百九十三條第六號及ヒ第千四百九十四條第二號ニ指定シタル教師、使用人、僕婢其他ノ者ノ給料カ一個月又ハ更ラニ短キ時期ニ定メラレタル場合ニ於テハ其訴權

第二 旅店又ハ料理店ノ主人ヨリ供給シタル宿泊料、飲食料、及ヒ消費物ニ關スル其訴權

第三 日雇月雇ノ職工及ヒ勞力者ノ給料及ヒ其仕事ニ關シ爲シ

タル些少ノ供給ニ關スル其訴權

(村田)第一給料ノ上ニ「謝金又ハ」ノ文字ヲ加入スヘシ可決ス(村田)第三供給ノ文字ハ材料トシテハ如何(栗塚)供給ト云フハ材料ノ義ナリ(委員長)爲シタルノ文字ハ何レニ關スルヤ(栗塚)職工又ハ勞力者ノ爲シタルト云フ義ナリ(清岡)此等ノ者ノ爲シタルトスヘシ可決ス

第千四百九十八條 前四條ニ規定シタル時効ノ期間中債權者ノ不行爲ヨリ生スル辨濟ノ推定ハ自發ニ因リ又ハ判事ノ訊問ニ因リ現實ニ辨濟セサリシコトヲ自白シタル債務者之ヲ援用スルコトヲ得ス(若シ債務者ノ相續人、寡婦其他ノ一般承繼人カ右ノ場合ノ一ニ於テ債務者ノ權ニ基キ時効ヲ援用スルニ於テハ其前主カ此名義ニテ原告ニ對シ何等ノモノヲモ負擔セスト善意ニテ思考スル旨ヲ確言ス可キノ要求ヲ受クルコト有リ

(栗塚)本條ハ第二項ヲ刪除スヘシ何トナレハ證據法中確言ノ文字ヲ除斥シタレハナリ可決ス(栗塚)第一項ハ「自發ニ因リ又ハ判事ノ訊問ニ因リ」ト云ヘルハ數字ヲ刪除スヘシ可決ス(村田)推定ハ援用スルヲ得スト云フヲ得ヘキヤ(栗塚)差支ナシ(村田)援用スルヲ得スト云ヘハ推定ハト云ハス時効ハト云フヘシ(栗塚)佛蘭西文ニテハ推定ハ援用スルヲ得スト云フニ訪ナシ(南部)前四條トアルハ前五條トナルヘシ(笑作)本條ハ前五條ニ規定シタル時効ハ現實ニ辨濟セサリシコトヲ自白シタル債務者之ヲ援用スルコトヲ得ストシテハ如何可決ス

第千四百九十九條 公證人、裁判所書記、辯護士、執達吏ハ三ヶ年ノ後ハ其職務ノ事件ニ關シテ交附セラレタル書類ノ責任ヲ免カレ其書類返還ノ證ヲ提示スルノ義務ヲ免除セララル

然レトモ右等ノ者ハ違ノ規則ニ定メタル搜索手数料ノ辨濟ヲ受ケ

テ一ヶ月内ニ其記録保藏所ニ於テ搜索ヲ爲サシム可キノ要求ヲ受クルコト有リ

(栗塚)本條第二項ハ刪除スヘシ現行ノ官制ニテハ書記ハ搜索ヲ爲スヘキ爲メノ手数料ヲ收取スルヲ得サルニ依レリ可決ス(村田)書類ノ責任ヲ免カレトアルヲ書類ニ付キ責任ヲ免カルトシタシ可決ス

第千五百條 本章ニ規定シタル時効ハ當事者ノ間ニ明確ナル計算書、定マリタル數額ニ付テノ債務ノ追認書又ハ債務者ニ對スル判決書アルトキハ之ヲ適用スルコトヲ得ス

(村田)定マリタル數額ニ付テノ債務ノ追認書トアルハ數額ヲ攝ケタル債務ノ追認書トシタシ(栗塚)數額ヲ記載シタル債務ノ追認書トスヘシ可決ス

第一千五百一條 本法頒布ノ當時ニ於テ進行中ナル時効ハ上ニ定メタル規則ニ從フ

然レトモ其繼續期ニ關シ舊時効カ新時効ヨリ一層長キ期間ヲ要スル場合ニ於テ債務者又ハ占有者ハ本法頒布ノ時ヨリ算シタル新時効ノ期間ヨリ舊時効ノ經過ス可キ殘期カ短キトキハ舊時効ヲ利スルコトヲ得

新時効ヨリ一層短キ繼續期ノ舊時効ニ關シテハ其期間ハ本法ニ定メタルモノニ同シキ期間ニ違スルマテ之ヲ伸長ス可シ

(委員長)民法施行ニ付テハ本條ノ補則ニ止マラス全部ニ關スルモノナキヤ(笑作)全部ニ關スルモノアルヘシ(委員長)事柄ノ可否ハ本條ニテ論決シ置條ノ場所ハ更ニ適當ノ場所ヲ撰定スヘシ其議ニ決ス(笑作)舊時効ノ必要ハ出訴期限ニ在ルヘシ(清岡)舊時効ヲ利用スルト云フハ適當ナリトス

財産編

總則

第四十二條 (今村)本條第六ハ所有權ヲ消滅セシメサルモノアルニ付キ不都合アリ何トナレハ春書ノ如キハ其賣買ヲ禁スルモ其所有ヲ禁セサレハナリ起案者之ヲ修正シタルモ誤テ其記入ヲ洩ラシタル如シ(南部)追テ其修正案ヲ持出サルヘシ

第四十五條 (笑作)本條ハ父權及ヒ相続ニ關スルトアルハ別ニ定ムルト云フニシタシ(清岡)第二項ハ全部ヲ刪除シタシ(栗塚)將來定ムルトシテハ如何(松岡)將來ト云フモ特別ト云フモ性質ニ變リナシ(北畠)此回ハ元老院ノ意見アル條項ニ付可否スルニ止メ其他ハ別議ニ譲リ去ルヘシ其議ニ決ス

第四十六條 本條第二項ハ元老院ノ修正ヲ可トス

第五十九條 (委員長)元老院ノ修正ニ關シ、府廳、市町村トシテ郡

ヲ認メサルハ如何(元尾崎)郡ハ未タ自治制ト爲ラサルカ爲メナ
ラン(清岡)公ノ無形人ト云フニテハ如何(栗塚)公ノ無形人ト
云ヘハ學校病院迄ヲ含ムニ至ルノ嫌ヒアリ

第六十八條 (栗塚)第一項ノ末ニ但父母ノ用益權ハ此限ニ在ラス
ト云フ文字ヲ附加スヘキ誤テ之ヲ脱セリ

第八十九條 本條第二ハ起案者更ラニ増税又ハ新税但其臨時又ハ非
常ノ性質カ法令ニ明示アルトキ又ハ明示ナキモ明カニ情況ヨリ生
スルトキニ限ルト改正セリ(清岡)明カニ情況ヨリ生スルト云フ
カ如キハ不都合ナリ(栗塚)情況ヨリ生スルト云ヘハ時々臨時非
常ノ命令ヲ爲サ、ルモ其事足ルヘシ

第二百二十八條 (栗塚)元老院ニテ此條ノ末ニ本條ノ規定ハ反對ノ
合意ヲ妨ケスト云フヲ附加セリ(元尾崎)此修正ハ明言セサルモ
無論ナレハ本條ノ規定ニ反對ノ慣習アルトキハ其慣習ニ從フコト

ヲ妨ケストスルヲ可トス可決ス

第三百三十九條 (元尾崎)此條ハ別ニ明記ヲ要セサレハ删除シタシ
可決ス

第四百十四條 (栗塚)本條ハ元老院ニテ日本ノ如キ屢火災アル土
地ニシテ此等ノ義務ヲ一々盡サ、ルヘカラサルニ至テハ人民ノ困
難言フヘカラスト云フニアリ(清岡)火災ノ多キ土地ニハ家屋ノ
一箇ノ建物ニ數人ノ賃借者アルトキ火災ノ難ニ罹リシトキハ其責
ヲ受ケシムルヲ不可ナリトセハ貧弱社會ノ人民ハ借金ノ返済ヲ爲
スニ及ハスト云フ法律ヲ立ツルカ如シ不都合モ亦タ甚シ(寺島)
起案者ノ精神ハ人ノ家屋ニ火災ノ難ヲ及シタル者ハ其責ヲ受ケサ
ルヲ得スト云フニアリ(元尾崎)類焼ト出火ノ場合トハ同一視ス
ルヲ得ス(寺島)原案ノ精神ハ類焼ノ場合ト雖トモ其責ヲ辭スル
コトヲ得ス(栗塚)日本人ノ屬體ニハ貸家ニ類焼ヲ受ケタル爲メ

其借主ニ對シ損害賠償ヲ請求セントスルノ感ヲ起ス者ナシ（松岡）
刑法附則ニ失火ハ此限ニ在ラスト云フ取除アレハ本條ハ元老院ノ
意見ヲ採用シテ可ナリ其議ニ決ス

第百八十三條（今村）正權原ト云ヘハ其反對ハ不正ノ權原ト云フ
ヲ惹起スル故有權原トスルヲ可トス（栗塚）追テ陸スヘシ

第二百二十九條（栗塚）本條ノ水流トアルハ浩瀚ナル河川ニアラ
ス狭少ノ水流ナレハ其意味ヲ明ニセン爲メニ溝渠ノ文字ヲ加ヘリ
此等ニ付テハ主務省ヘ照會シタル儀モアレハ取得篇ニ至テ報告ス
ヘシ

第二百五十六條（箕作）本條ノ末項ニ平分スルコトヲ得トアリシ
ヲ平分ストシタルハ如何（箕作）歐洲ハ平分スト云フ意味ナリ（
村田）平分シトシテハ如何可決ス

第二百六十條 憲戶トアルヲ關孔トス

第三百七十八條（栗塚）本條ハ起業者末尾ニ但チ加ヘ但共謀ノ場
合ニ於テハ其義務ハ連帶ナリトシテ元老院ニ於テ採用セラレタリ
可決ス

第三百八十條（箕作）親屬ヲ親族トシタルハ親族ト云ヘハ血族姻
族共ニ包含スルヲ以テ單ニ血族タルヲ明ナラシメシカ爲メナリ

第四百條（箕作）訴訟ヲ却下スルト云フモヲ得ルヤ（南部）原案
ノ通り請求ヲ却下スルト云フヲ可トス可決ス

第四百十四條（箕作）隨意ナラサルト云フハ妥當ナラス偶然ニ係
ルモノナルトキト云フヲ可トス可決ス

第四百二十條（箕作）全部喪失ノ場合ハ全意ヲ解除スルヲ得サル
ヤ（栗塚）全部喪失スル場合ハ解除ナシ

第四百二十條（箕作）本條ニ於ケル元老院ノ修正ハ別ニ良チ加ヘス
（委員長）原案ニ復スヘシ可決ス

第四百五十四條 本案ノ第一項利害ノ云々間ハスト云ヘルハ元老院ノ刪除ナリ(箕作)刪除セサルヲ可トス末項トノ照應アレハナリ可決ス

第五百二十條 (栗塚)本條第三項但書ハ元老院ニ於テ刪除ニ屬セリ可決ス

第五百二十三條 (南部)解除ヲ不成立ト改メタルハ宜シカラス此ノ如キ關係ノアル文字ハ漫リニ修正スヘカラス(箕作)相殺モ亦解除ストシタシ可決ス

第五百二十五條 (栗塚)第二ニ使用ヲ許セルトアルヲ元老院ニテ消費ノ文字ニ改メラレシハ妥當ナルヘシ可決ス

第五百三十五條 (栗塚)本條ハ元老院ニテ一分ノ償金ヲ供シ又ハ受取ルニトアルヲ刪除シタルモ此文字ハ存在セラレタシ即チ其議ニ決ス

第五百四十九條 (清岡)末項ノ必要ハ如何(寺島)此明文アラサレハ自治ノ未成年者ハ抵當ヲ設定スルコトヲモ得サルヤト云フノ疑ヒアリ(清岡)未成年者ト雖トモ既脱後見人ニ至リタル以上ハ不動産ヲ讓渡スルハ自由ニ屬セシムヘシ(栗塚)不動産ノ賣讓ハ嚴重ニ取扱フヲ適當トス(寺島)之ヲ明記セサルトキハ自治ノ未成年者ハ不動産ヲ讓渡スルヲ得サルヘシ(南部)別項ハ人事黨中ニ屬スヘキモノナリ即チ刪除ニ決ス

新第 條 (清岡)但以下ハ刪除セサレハ甚タ奇異ナリ(南部)然レトモ以下ヲ刪除スヘシ否ラサレハ不法ノ原因ニ自然義務ノ成立スルニ至ル如クナレハナリ其議ニ決ス

以下傍聽ヲ欠ク

財産取得篇

總則

第一條 (松岡) 第二項ハ相續篇ニ屬スト云フヲ以テ刪除セシヤ(栗塚) 然リ(村田) 取得篇ニハ包括名義ナシトセハ別ニ特定名義ニ依リト云フノ必要ナシ特定名義ト云フハ包括名義ニ對スルヲ以テナリ(栗塚) 包括名義ニ依ル取得方法ハ別ニ之ヲ定ムトシテハ如何(北島) 包括名義ニ依リテ取得スル方法ハ別ニ之ヲ定ムトスヘシ可決ス

第十一條 (箕作) 草木ノ栽植ト云フモ自己ノ栽植ト云フ義ヲ明ニシタシ(今村) 原案ニシテハ如何可決ス

第三十三條 (栗塚) 賣買ノ豫約ト云ヒシヲ賣渡ノ豫約トシタルハ買受ノ豫約ト對シタルニアリ(元尾崎) 賣渡ト云フモ賣買タルヘシ何ノ賣渡ト修正セサルヲ得サルノ理アラシヤ又相應ノト云フ文

田本學術叢書

田本學術叢書

字ハ存在セシムルヲ可トス（松岡）相應ノ効力ト云フハ賣買ノ成立ニ相應ナル効力ト云フ如クナレハ賣買カ成立シタリトノ判決ヲ爲ストスヘシ可決ス（元尾崎）賣渡ノ豫約ト云フハ如何（栗塚）買受ノ義務未タ確定セス賣渡ノ提供アリタルニ止マルトキチ云フ

第七十四條（松岡）第三項但書チ一層廣大ナル擔保ノ明約アルトキハ此限ニ在ラス又云々妨ケスト云フカ如キ文例ハアラサルナリ（村田）原案ニ復スルヲ可トス可決ス

第八十三條（元尾崎）又ハ若シトアルハ又ハト云ヘハ若シト云フハ不要ナリ即チ「若シ」ヲ刪除セリ

第九十九條（委員長）部分ニ付テニ非サレハトシタルハ非理ナリ（栗塚）部分ノミニ非サレハトシテハ如何

第一百三條（松岡）隱秘シタルト云フハ隱シタルトシタシ隱レタルト隱シタルトノ區別明カナレハナリ（栗塚）隱秘ト云フニテ妨ケ

ナシ（松岡）隱秘ハ元ト隱蔽トアルニ依リ隱蔽トスヘシ可決ス

第一百十九條（清岡）元老院ニ於テ第二項ノ既ニ争ヲ落着セシメタル場合ニ於テト云ヘルチ既ニ落着シタル争ニ付キト修正シタルハ不可ナリ（委員長）落着シタル争ニ付キト云ヘハ落着ニ付キ争ヒアルモノ、如クナレハ原案ノ通りチ可トス（委員長）既ニ争ノ落着セシメタル場合ニ於テ云々トスヘシ可決ス

第一百二十一條（委員長）本條第一項ハ爲メ以下ノ文字ヲ刪除シタルハ如何（栗塚）包括會社ハ取得篇ニ存入セサル旨意ナレハナリ（寺島）包括會社ト云フハ夫婦財產契約ノ如キチ指スニ過キサレハ取得篇ニ存入スヘキモノニアラス

第一百二十二條（栗塚）又ハ特別法ノ文字ヲ刪除シタルハ商法ノ上ニ定リアレハナリ

第一百二十五條（村田）目的ノ上ニ「合意ノ」ト云フ三字ヲ挿入シ

タルハ如何(栗塚)當事者ノ目的ト云フニ惑ヒアレハナリ(松岡)
冒頭ニ合意ノ一般ノ規則ト云フ文字アル以上ハ目的ノ上ニ合意ノ
ト云フ三字ヲ挿入スルニ及ハス(箕作)元老院ノ修正ニテ妨ナシ
第百四十九條 (清岡) 訴追債權者ト云フハ解釋シ難キヲ以テ元ノ
如ク訴追シタル債權者トスヘシ可決ス

第百七十四條 (横村) 繼續シタル疾病ト云フハ奇異ナリ(元尾崎)
繼續シタル疾病ト云ヘハ疾病ニ少シモ間斷アラサルヲ云フヤ(栗
塚)然リ原案ハ既ニ釋レルト云ヘルヲ以テ疾病ニ間斷ナキヲ見ハ
サ、レハナリ(松岡)原案ノ文字ニテ病ミ續キト云フ意味アリト
認ムルヲ得ヘシ原案ニ決ス

第百七十五條 (箕作) 得サルモノ且ト云フハ文ヲ成サス原案ニ復
ス可シ其議ニ決ス

第百八十三條 (南部) 「モノナル」ト云フ字ヲ挿入シタルハ如何

(栗塚)死亡ノ當時ニ年金權ヲ設定シタルニアラス年金權ハ死亡
ノ後ニ至テ効チ生スル義ヲ明ニセンカ爲ノナリ(松岡)「モノナ
ル」ノ文字ヲ挿入セサルモ其惑ヒナシ即チ「モノナル」ノ文字ハ
採用セサルニ決ス

第百八十六條 (箕作) 場所ハ删除スヘカラス(松岡)日ヲ示セハ
場所ハ自ラ明ナラン(清岡)及ヒ場所ハ存シタシ(委員長)商法
ノ文例モアレハ及ヒ場所ハ存スルヲ可トス可決ス

第百九十三條 (元尾崎) 第二項其不正ノ利息トアルヲ何等ノ利息
云々トシタルハ不都合ト云フヘシ何等ノ利息云々ト云ヘハ總テノ
利息ヲモ辨濟スルヲ要セスト云フニ至ラン如此ハ元來利息制限法
ニモ抵觸スヘシ利息制限法ニシテ既ニ不理ナリ一不正ノ爲ノニ全
利息ヲ收取スルヲ得サルハ殆ント何ノ理タルヲ知ラス(南部)其
不正當ノ利息ヲ辨濟スルコトヲ要セストシタシ可決ス(栗塚)若

シ云々ハ若シ辨済シタルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得トスヘシ可決
ス

第百九十四條 (松岡)元老院ニ於ケル本條ノ修正ハ不都合ナリ(笑作)但書ヲ除クノ外原案ニ復スヘシ其議ニ決ス

第百九十五條 (笑作)辨済ス可キモノナルトキハト云ヘルハ不明ナレハ辨済ス可キトキハトスヘシ可決ス

以下傍聽ヲ欠ク

第一部 對人擔保

第十五條 (栗塚)本條ノ修正ハ何程ノ價值ヲモ有セス如何(村田)敢テ不都合ナシ

第二十一條 (村田)訴訟シタル債權者ト云ヘルハ訴訟債權者トシテハ如何(栗塚)追訴債權者トセラレタシ

第二十八條 (元尾崎)「利シ又ハ之ヲ」ノ二字ヲ除去シタルハ如何(栗塚)審ヲ廻リシカ故ナリ

第二十九條 (村田)賠償ヲ言渡サシムル爲メトシタルハ元トノ如ク賠償ノ言渡ヲ得ル爲メト云フヲ可トス(元尾崎)然リ人民ヨリ裁判官ニ對シ言渡サシムル爲メト云フハ適當ナラサレハナリ原案ニ復決ス

第四十五條 (栗塚)本條ニ擔保ヲ減シ又ハ危クシタルトアルハ擔保ヲ減シ又ハ害シタルトスヘキ誤ナリ

第五十六條 (果塚) 本條ノ末尾ニ其實ニ任ストアルハ起案者ヨリ
對手タル可シト改ノ來レリ(笑作) 對手人タル可シトシテハ如何
可決ス

第八十八條 (村田) 任意上不可分トアルハ任意ノ不可分トスヘキ
ニアラスヤ(栗塚) 第一項ノ任意上不可分トアルハ副詞ナレハ任
意上トスヘシ可決ス

第九十二條 本條ハ又ハ相續人ノ數字ヲ刪除ス

第一百條 (南部) 次ノ第二章及ヒ第三章トシタルハ原案ノ如ク次ノ
二章トシテ可ナリ(村田) 後ノ二章トシテハ如何(元尾崎) 次ノ
ト云フ文字ヲ刪除シ未記ハ採用スヘシ其議ニ決ス

第一百四條 本條ハ確定日附ノ論ニ關係アルヲ以テ未定ナリ

第一百七條 (南部) 第三者ナル債務者トシタルハ原案ノ如ク第三債
務者トスルヲ可トス可決ス

第一百十三條 (笑作) 其辨償ヲ擔保スト云フハ意義明瞭ヲ欠クニ依
リ其出費ノ辨償ヲ擔保ストシタシ可決ス

第一百三十一條 (南部) 本條田畑山林ノ如キヲ買取シ其收益ヲ得タ
ル債權者ハ自己ノ收益ヲ拋棄シテ抵當權ノミヲ存スルコトヲ得ト
云フハ質及ヒ抵當ノ慣習ニ反スルニアラスヤ(栗塚) 利益ヲ收穫
スルニ莫大ノ費用ヲ要シ損得相償ハサルトキハ其質權ヲ棄テ抵當
權ノミヲ存スルヲ得セシメサルヘカラス(元尾崎) 質權ヲ棄ツル
トキハ當然法律上ノ利益ヲ生スヘキニアラスヤ(栗塚) 利子ニ代
ハルヘキ收穫ノ權利ヲ拋棄スルトキハ即チ利子ヲ拋棄スルモノト
云フヘシ(南部) 第二項ヲ刪除スルトキハ從來ノ質タル目的ニ反
スヘシ(清岡) 養ニ建物宅地ト田畑山林トヲ區別シタルヲ誤謬ナ
リト思惟スヘシ(元尾崎) 建物宅地ハ買取少ナク抵當ノ例多キモ
田畑山林ハ之ニ反セリ(栗塚) 抵當權ノミヲ存スルコトヲ得ト云

へル上ニ無利息ニテノ数字ヲ加ヘテハ如何可決ス

第四百十一條 (稟塚) 訴訟費用ヲ訟事費用トシタルハ登記公證ノ如キ訴訟費用ニアラサルモノヲモ含ムヲ以テナリ

第四百十二條 (笑作) 財産ヲ配當スルト云テ得ヘキヤ(稟塚) 財産ヲ換價シテ之ヲ配當スヘシ(元尾崎) 換價ノ文字ヲ削除スルハ不可ナリ(稟塚) 清算ト云ヘハ換價ヲ含ムヘケレハナリ

第四百十七條 本條ハ原案ニ復決ス

第四百十九條 本條朱書公正ノ文字ヲ除去セリ

第四百十七條 (稟塚) 本條第二項ハ元老院ニテ削除スヘシト云フ説ニ對シ必要ナル場合ノ事實ヲ發見スル能ハサルナリ(元尾崎) 元老院ノ修正ヲ採用スヘシ其議ニ決ス

第二百六十四條 (南部) 本條ハ原案ニ復スヘシ(稟塚) 公正證書ヲ削除シタル以上ハ自然原案ニ復セサルヲ得ス其議ニ決ス

民再議四ノ一二五

第三款

(元尾崎) 財産ノ檢索抗辨ハ財産檢索ノ抗辨トスヘシ可決ス

證據論

第一部

總則

第一條

(栗塚) 有的無的ノ文字ハ元老院ニテ排斥セラレ事實ノ有無トシタルモ事實ノ有無トスルモ亦妥當ナラス(清岡) 事實ノ有無ト云ヘハ有的無的ト云フト意味ヲ異ニスヘシ(箕作) 原案ニ依ルヲ可トス可決ス

第二十一條

(元尾崎) 私書證書ニ通テ要スルト云フハ如何(栗塚) 双務契約ハ反對ノ利益ヲ有スル當事者ノ員數ニ應セサルモ二様ニテ足レリ(元尾崎) 原案ノ文面ニ於テモ自ラニ通テ作ルニ至ルヘシ故ニ正本ニ通ト明記シテ差支ナシ可決ス

第二十三條

(元尾崎) 本案ハ原案ニ復シタシ自筆ニテ金額若クハ數量ヲ記載シ又ハ他ノ手書シタル金額若クハ數量ノ文字ノ上ニ捺印スルコトヲ得セシムルヲ可トス(尾崎) 金額若クハ數量ノ上ニ捺印スルハ正確ノモノトスルニ足ラス(南部) 其議論ハ本會ノ目的ノ外ニ逸出スト云フヘシ(栗塚) 尙ホ以下ハ尙ホ金額若クハ數量ノ文字ニ捺印スルコトヲ要ス但數人ノ債務者アルトキハ其中ノ一人此捺印ヲ爲スヲ以テ足レリトストシテハ如何可決ス

第二十七條

(栗塚) 元老院ニ於テハ日附ハ確定ナルトキニ非サレハト云フヲ存シ且ツ第二十八條第二十九條第三十條ヲ存スヘシ確定日附ノ方法ハ他ノ行政規則ヲ以テ規定スルモ可ナリ人民ノ權利義務ニ關スル保護ハ須ラク政府ノ干涉ヲ要スヘシト云フニアリ(松

岡) 確定日附ノ方法ハ他ノ行政規則ニ讓ルト云フ淡泊ナル法律ヲ立ツルヲ得ス權利保護ノ上ニハ唯リ確定日附ヲ要用トスルニ止マラサルヘシ(元尾崎) 確定日附ノ必要ナル場合ハ如何(寺島) 動產物ナリ不動產物ナリ賣買ノ契約成立シタルニ販賣シタル目的物件ヲ引渡サ、ルトキハ確定日附ヲ求メサレハ權利上ニ害アリ(村田) 確定日附ハ物件ノ擁有者ニ勝ツ能ハサレハ必要ヲ感セス確定日附ヲ爲シタルモ第三者其物件ヲ收去シタルトキハ物權ヲ失スヘシ

以下傍聽ヲ欠ク

財産篇

第三百三十一條

(寺島)本條第一項ハ元老院ニ於テハ賃借人ハ毎年ノ收益ノ三分一以上損失ヲ致シタルトキニアラサレハ借賃ノ減少ヲ要求スルヲ得サルニ限ルトキハ賃借人ノ爲ノニハ往々不利益ヲ被ムルコトナシトセスト云フニアレハ主務省ヘモ問議シタルニ通常小作人ハ三分一ノ不收穫ヲ生スルトキハ自己ノ損失ヲ惹起スルニ至ルヘシト故ニ三分一ノ制限ニシテ不可ナシトスルモ個ハ少シク例外ヲ認メ置カサルヲ得スト云フニアリテ遂ニ但書ヲ加ヘ但地方ノ慣習之ニ異ナルトキハ其慣習ニ從フコトヲ妨ケスト云フヲ附セリ(尾崎)收益ト云フハ小作人ノ收入ニ歸スルモノカ(寺島)田畑ヨリ收穫スルモノヲ云フ(北島)果シテ然ラハ收穫ト云フ文字ヲ用ヒサルヘカラス(寺島)收益ノ文字ハ用益權ノ

規定時分ヨリ使用シ來レリ（簗作）但書ヲ附スルノ可否ハ如何
（南部）但書ヲ附スルヲ可トス可決シ第二項建物ノ以下ヲ刪除
スルニ決ス

第四百十八條

（栗塚）本條第一項ヲ元老院ニテ修正スヘシト云フ旨意ハ意外
又ハ不可抗ノ原因ニ由リ賃借物ノ一分ノ滅失シタルトキハ賃借
人ハ第三百三十一條ニ記載シタル條件ニ從ヒテ賃借ノ銷除ヲ要
求シ又ハ賃借ヲ維持シテ借賃ノ減少ヲ要求スルコトヲ得トス
ヘシト結局意外又ハ不可抗ノ原因ニ由リテ賃借物ノ一分ヲ滅失
シタルトキハ賃借人ハ第三百三十一條ニ記載シタル條件ニ從ヒテ
賃借ノ銷除ヲ要求シ又ハ賃借ヲ維持シテ借賃ノ減少ヲ要求
スルコトヲ得但滅失シタル物ノ部分カ住居若クハ營業ニ必要ナ
ルトキハ第三百三十一條ノ條件ニ從フコトヲ要セストス

第二百二十九條

（寺島）本條ハ元老院ノ論議ノ上主務省ヘモ質議シ第一項ハ沿
岸者ニシテ其ノ七字ヲ刪除シ第三項第四項ハ刪除スヘシト云フ
ニアリ（簗作）沿岸者ニシテ其ノ文字ヲ存スルモ不可ナシ（横
村）沿岸者ノ文字アルトキハ少シク沿岸警ニ離隔シタル者ハ如
何ト云フ問題ヲ生スルノ掛念アルモ此等ノ文字ハ差支ナシ結局
本條ハ原案ニ決ス

第四十二條

（今村）本條第六ハ物ヲ不融通ト爲シタル官府ノ命令アルトキ
ハ所有權消滅ニ歸スルモノト爲レルモ個ハ實際上不都合ナリ何
トナレハ華族世襲財産ノ如キ又ハ春畫ノ如キハ賣買ヲ禁セラル
、モ決シテ所有權ヲ失フモノニアラサレハナリ故ニ義ニ起案者
ニ質議シ起案者ハ之ヲ改メテ物ヲ不融通ト爲シ且ツ各人ニ占見

意味ヲ異ニスルヲ得ス（箕作）第百八十三條及ヒ第百二十四條ノ修正案ヲ再考スヘシ（村田）何時ニテモ其補脱ヲ公示スルコトヲ得ト云フノミニテハ法律上ノ抵當ニ變性シタル所以ヲ明知スルヲ得サレハ何時ニテモ抵當ト全シク其補脱ヲ公示スルコトヲ得ト云フ意義ニセサルヘカラス（南部）登記ニハ所有權ノ登記ト抵當ノ登記ト二種アルニ依リ抵當ノ方式ニ從ヒト云フヲ顯ハスチ可トス（北島）抵當ノ方式ニ從ヒ云々ト云ハサルモ可ナリ修正案ニ可決ス

第百八十八條

（村田）第一調書ニ依ル工事トアルハ第一調書ニ依ル登記ト云フヘキニアラスヤ（小松）誤寫ナリ

第百八十九條

（南部）二箇ノ調書ニ依レル登記トアルハ二箇ノ調書ニ依レル

民再調四ノ一二二

二箇ノ登記中ノト云ハサルヘカラス（元尾崎）修正案ノ儘ニテ可ナリ可決ス

第二百三十七條

（南部）本條ハ删除スヘカラス（箕作）少シク越權ノ嫌ヒアレハ回存スヘシ其議ニ決ス

第六節 登記官吏ノ責任

（南部）本節ハ全廢スヘカラス何トナレハ取有權徵收トモ關係ヲ有シタルモノニシテ登記官ノ責任ハ小ナリトスルヲ得サレハナリ依テ第三百三條ノミ删除スルニ止メ第三百四條以下ハ存載セサルヲ得ス（箕作）登記官吏ノ責任ヲ全廢スヘカラストセハ存調ノ塵々ヲ除スヘシ

第四十八條

（村田）本條ノ數人同時ニト云ヘルハ數人同時ニ且不分ニテト

田林學術叢書

云ハサルヘカラス第百條ニモ且不分ノ文字アレハナリ(南部)不分ノ文字ナキモ不都合ナシ第百條ニ不分ノ字アルニハ鄭重ニ過キサルノミ用益權ハ不分ニテ設定スヘキモノナルハ勿論ナレハナリ(南部)不分ノ字ナキ爲ノ誤謬ヲ生セサレハ此儘ニ置クヘシ

第五十條

(村田)第二項ニハ根枝ニ由リト云フ文字ナキモ可ナリ(栗塚)個ハ條件タルヘシ

第五十九條

(村田)採伐方ノ未タ確ニ定マラサルトキハトアル上ニ所有者ノ慣習ナリト云フ字ヲ加ヘタシ(南部)此儘ニシテ妨ナシ

第六十三條

(村田)第三項ハ前二項ノ區別ニ從ヒ云々收益スルコトヲ得ト

アルモ第二項ノ如キハ收益ヲ爲サシメサルモノニシテ帳觸タルヲ免レス(南部)第二項モ收益タルヘシ(元尾崎)採取モ收益ニ外ナラス

第六十九條

(村田)本條ハ第八十七條ノ第二項ト帳觸ヲ生スヘシ(元尾崎)本條ハ改良ヲ加フル場合ヲ想像シ第八十七條ハ廬有者ノ大修繕ヲ加ヘサルヘカラサルニ用益者自ラ代ハリ其修繕ヲ爲シタルモノナレハ之ヲ同一視スルヲ得ス

第七十條

(村田)第三項處決ノ文字ハ決定トスヘシ(北畠)決定ノ確定ト云フハ文ヲ成サス

第八十九條

(村田)第一項ニ租稅及ヒ毎年通常ノ公課トアルハ毎年通常ノ

租税及ヒ公課トスヘシ可決ス

第九十條

(村田) 通常又ハ非常ノ租税ヲ納メサルトキハ不動産ノ全部ヲ
差押ヘ且ツ賣却スルニ至ルハ不都合ナリ(南部) 完全ノ所有權
ト云ヘル文字ハ用益權ヲモ包含スルノ意味ナリ(栗塚) 負債額
丈ケ賣却セントスルモ土地ノ區分賣ヲ爲シ得ラレス範圍リノ部
丈ケハ賣却セサルヲ得ス

第九十一條

(村田) 本條ハ虛有者ノ保險ニ附スル場合ヲ云ヒ第九十二條ハ
用益者ノ保險ニ附スル場合ヲ云フ故ニ本條末項ノ意味ハ次條ノ
末尾ニ置カサルヘカラス(南部) 此點ハ別ニ變更セス此儘ニ存
スヘシ

第九十七條

民再編四ノ一二三

民再編四ノ一二四

(村田) 本條ハ最初ニ虛有者ノ敗訴シタルトキハ其元本ヲ賠償
シ用益者其利息ヲ仕拂フヘシト云フニアレハ明カナルモ此條ノ
儘ニ於テハ第二項ニ用益者ハ右訴訟費用ノ利息云々ト云フヲ得
ヘキヤ(栗塚) 末項ノ明文ニ依リ意義明白ナリ

第九九條

(村田) 本條ニハ產出物ノ文字アルモ第五十條ニハ其文字ナシ
如何(南部) 一ハ產出物ノ字アリ一ハ其文字ナキノ產アリ別ニ
不可ナシ

第二百二十二條

(村田) 代理人ト云フ文字ハ取得篇ニモ合意上ノ管理人トアレ
ハ同様ニシテハ如何(栗塚) 代理人ト云ヘハ合意上ノ管理人タ
ルニ外ナラス

第四百十條

(村田) 本條ニ銷除トアルハ解除トスヘシ義務不履行ノ場合ニ
ハ解除ト云フチ可トス

第四百四十一條

(村田) 第一項非常ノ租稅ヲ負擔セストアルハ非常ノ租稅其他
ノ公課ヲ負擔セストシタシ可決ス

第四百七十九條

(村田) 本條第三項ニ建物存立ノ時間繼續スト云ヒテ樹木ヲ明
記セサルハ如何(南部) 樹木ハ明記スルチ得サルヘシ

第四百九十五條

(村田) 第一項土地ヨリ離シタルトアルモ產出物ト云ヘハ牛馬
ノ子ヲモ含ムニ依リ土地ヨリ離シタルト云フチ得ス(栗塚) 本
條ノ產出物ト云ヘルハ砂石ノ類ヲ指スモノニシテ牛馬ノ子ノ如
キチ包含セサルモノトス

民再調四ノ一二五

第二百十四條

(村田) 占有ハ喪失スト云ハス消滅ト云ハサルヘカラス(栗塚)
占有ヲ失フ續ナレハ喪失ト云フニテ不都合ナシ

第二百十五條

(村田) 人爲ハ人意トシテハ如何人意即チ人爲ナレハ之ヲ區別
スルニ及ハス

第二百三十五條

(村田) 第二項建物ノ下ヲ經云々スルチ得スト云ヘハ建物ノ傍
ラニ水ノ通過ヲ爲スニ妨ケナキニ至ル依テ建物ニ接シ又ハ云々
トシテハ如何(栗塚) 然スルトキハ迷ニ建物ノ前後左右ト云ハ
サルチ得サルニ至ラン

財產簿

自治未成年者不動産讓渡ヲ爲スコトヲ得サルコト

擔保簿

公正證書

建物宅地ヲ分離シテ抵當ト爲スコトヲ得サルコト

證據簿

確定日附

署名捺印ノコト

(元尾崎)右問題ノ元老院ト異見ヲ生シタルニ付キ委員長ノ高案ヲ伺ヒ度キハ委員長ハ内閣ニ出テ、委員長ノ資格ヲ以テ法律取調委員會ノ意見ヲ主唱セラル、カ將タ内閣員タル資格ヲ以テ一己ノ所見ヲ吐露セラル、ヤ(委員長)自分ハ法律取調委員長ナレハ委員會ノ決議ノ精神ヲ内閣ニ陳辯スヘキモ亦或ル場合ニ

於テハ内閣員ノ資格ヲ以テ一已ノ意見ヲ吐露スルコトナキ時期
スヘカラス委員會ノ決議ヲ主唱セントスルニハ右問題ニ付キ本
會ノ意見ヲ一定シ置カサルヘカラス(元尾崎)自治未成年者云
々ニハ別ニ意見ナキモ他ノ問題ニ付テハ往日本會カ議決シタル
精神ヲ動かスヘカラス(南部)公正證書ト確定日附トハ方法ノ
宜シキヲ得レハ其制ニ從フヲ妨ケス(村田)署名捺印其一ヲ要
スルト云フハ日本ハ實印ヲ重スル風柄ニアレハ捺印ノミヲ要ス
トシタシ(横村)公正證書ニ由ルノ一義ハ賛成スヘシ(栗塚)
公正證書ノ方法ニハ異議アルヘキモ其旨意ニハ間然ナカルヘシ
如何(元尾崎)人民ヲ抑制シテ公正證書ニ由ラシムルハ寧ロ不
便ヲ與フルノ感アルヲ以テ人民各自ノ便利ト思惟スルニ任シテ
可ナリ(箕作)元老院ノ論旨ニ依レハ唯リ不動産ノ讓渡ヲ得ス
トスルニ止マラス抵當買入マテチモ禁止セサルヘカラス結局元

民再調四ノ一二七

老院ノ意見ハ不可ト視認ス(箕作)公正證書ヲ可トスル元老院
ノ意見ハ如何(栗塚)元老院ハ現行公證人ノ數ニ依リ此制ヲ施
行スヘシト云フニアラス普ネク公證人ヲ設ケタル以上ノ場合ニ
於テ之ヲ是認スルナリ(松岡)許多ノ公證人ヲ設キ其方法ノ不
都合ナキ場合ニ至レハ公正證書ニ由ラシムルヲ可ナリトスルモ
今日ハ未タ此制ヲ可トスルヲ得ス公正證書ヲ否認スル理由ハ各
同シカラサルモ今此制ヲ施行スヘカラスト云フハ一ナリ

民法財産篇

第三百七十三條

(票據)公ノ事務署ト云フハ或ル説ニハ官廳ヲ包含スルカ否ノ點ニ付テ郵便電信局ノ如キ迄ハ之ヲ包含スルモ官廳ヲ包含セスト云ヘリ然ルニ民法草案ノ註解ニハ官廳ヲ指スノミナラス國家モ其實ニ任セサルヘカラスト云フ於是國家ノ責任論ヲ軸起シタル所以ナリ國家責任ノ有無ニ就テハ既ニ今村報告委員ノ詳細ニ調査シタル所アルモ吾々報告委員ハ爲以ラテ國家ト人民トノ關係ハ民法上ニ明定セサルヲ可トス單純ノ觀察ニテハ國家ト雖トモ曲事ヲ爲シタルトキハ其實ニ任セサルヘカラサルハ勿論ナリト雖トモ國家ト人民トノ關係ハ人民互相ノ關係ト均シカラサレハ國家ト人民トノ關係ハ行政上ニ於テ別ニ規定スルヲ可トス行政上ノ關係ヲ民法中ニ不易ノ規定トスルヲ得サレハ之ヲ明定セ

サルヲ妙味アリトス（元尾崎）國家モ人民ニ對シテ損害ヲ及ホシタルトキハ其責ニ任セサルヘカラス依テ本員ハ今村報告委員ノ說ニ賛成スヘシ（松岡）國家ノ事務ハ國家自ラ細大漏ラスナク其責任アルモノニアラス今責任ヲ受クヘキ部分ヲ擧ケントスルモ到底擧ケ盡スコトヲ得サルヘシ（箕作）國家モ委託者ト認メラルトキハ責任アリトスルヤ（栗塚）然リ即チ公私ノ事務所ハトアルヲ總テノ委託者ハトシ職員ヲ受任者トスルニ決ス

別調査民法草案

（尾崎）別調査草案ヲ議セントスルニハ如何ナル旨趣ナルカ（委員長）別調査案ハ箕作松岡兩員ノ力ヲ以テスルモ既ニ廿日以上ヲ費シ又ホアソナートノ註解未タ成就セサル位ナレハ別調査ヲ完成セントスルニハ蓋シ僅少ノ日時ヲ以テ終了スヘキニアラス抑モ我政府カ條約改正ノ中止ナリシモ日本ノ法典完備セサリシニ根因スルヲ以テ成ル丈ケ急日時ヲ以テ其準備ニ應セサルヘカラス故ニ政府ニ於テモ假スニ日時ヲ以テセサルヘシ政府ノ旨意ハホアソナートノ草案ニ因據シテ之ヲ急成セシメントスルニアレハ別調査ノ如キ假令金玉ノ法典タリト雖トモ其完成ヲ待クルノ邊マナカルヘシ別調査案ノ如キハ全ク其編成ヲ異ニシタルモノナレハ此編成ニ於テモ一手段ナルヘシト雖トモ此案ハホアソナートノ草稿ニ對シテハ大修正ヲ用ヒタルヲ以テ自分ニ於テ

モ多少驚色ナキニアラス依テ此別調査ハ他日民法改正ノ際其材
料ニ供スヘキハ勿論ナリト雖トモ今之ヲ逐條審議トセサルヲ欲
ス（清岡）民法草案ノ組織ト異ニシ新組織ヲ爲サントスルハ長
日月ヲ假スニアラサレハ能ハサルヘシ（元尾崎）民法草案ニ付
テハ日本ノ民俗ニ恰當シタルモノニアラスト雖トモ今委員長ノ
示サルル如ク既ニ時期ヲ定メテ完成セシメントスルニハ假スニ
時日ヲ以テスルヲ得サルヘシ然ルニ委員長ノ賢慮ヲ以テ之ヲ政
府ニ申立ラレ編成方法ヲ改ムルヲ得サルヤ（松岡）自分等カ此
別調査案ヲ起シタルハ強チホアソナートノ草案ノ要旨ヲ全變ス
ルト云フニアラス寧ロ同氏ノ意見ニ基キ日本ノ民俗ニ恰當ナラ
シメントシタルモノナリ（村田）最初別調査ヲ命セラレシハホ
アソナートノ草案ト共ニ政府ニ呈出セル、ノ意カ（委員長）然
ラス別調査案ハ先ツ如何様ノモノ、成立スルヤヲ見ルニ過キス

然レトモ委員會ニ於テ別調査案ヲ是認セラ、ルニ決スルトキハ
一應其趣旨ヲ以テ政府ニ申立ヲ爲スヲ得サルニアラス（尾崎）
別調査案ハ民法中ノ一斑ニ過キサレハ是ニ由テ以テ全約ヲ議ス
ルコトヲ得ス（村田）一斑ニ依レハ全約ヲ廢フニ足ルヘシ（委
員長）一斑ニ依テ以テ全約ヲ窮フニ足ラスト云ヘルト否トノ兩
説ハ之ヲ一應朗讀シタル以上ニスヘキヤ（清岡）然リ（松岡）
一斑ニ依テ全約ヲ廢フニ足ラスト否トノ説ヲ決セサレハ朗讀モ
無用ナリ（元尾崎）朗讀シタル以上議決スルモ不可ナシ（箕作
）朗讀シタル以上該案ヲ是認スルトキハホアソナートノ原案ハ
撤棄スルヤ（清岡）朗讀シタル以上ニテホアソナートノ原案ヲ
撤棄スルヤ否ヲ決スヘシ（南部）只朗讀スルト云ヘハ格別大体
ノ判決ヲ措キ朗讀スルト云フハ其理由ヲ知ラス（委員長）全篇
ヲ見サレハ可否ヲ決スルヲ得スト云フハ可然シト雖トモ先ツ贊

問會トシテ朗讀シテハ如何(栗塚)報告委員ハ下調査ヲ爲スモ
ノナルヲ以テ質問會ニ列シ質問シタシ(委員長)報告委員各自
質問スルハ混雜スルヲ以テ委員ノ質問ヲ洩ラシ尙ホ質問ヲ要ス
ル點アラハ質問スヘシ

第二篇

總則

第一條

(元尾崎)前置條例ヲ總則トシタルハ如何(笑作)前置條例ト
云フハ總則トスルヲ可トスト云フニアリ(西)財産ノ定義ヲ除
キシハ如何(笑作)財産ハ權利ナリト云フハ職員選舉權ト云フ
カ如キニモアラサレハ權利ナリト云ハサルモ財産ノ種類ノミチ
示セハ足レリト云フニアリ(南部)財産ハ如何ナル性質ナルヲ
指示セス單ニ區別ノミチ示スモ明了ナラス(西)然リ(今村)

本條ハ質問旁各員ノ注意ヲ促サントス財産ハ權利ナリト云フチ
得ヘキヤ否ハ財産ハ物權ニ付テハ權利ナリト云フチ得ヘキモ人
權ニ付テハ權利ナリト云フヘカラサル場合アリ人事籍ノ人權ニ
付テハ財産ト云フチ得サルニ付キ直チニ財産ハ權利ナリト云フ
チ得ス依テ財産ハ權利ナリト云フチ示スニ及ハサルヘシ

第二條

(笑作)本條ハ對抗ト云フ字チ主張トシ物權中用益權ハ人事籍
ニ於テ必要ナルヲ以テ之チ存シ使用權及ヒ住居權ノ二權ヲ刪除
シ又賃借權永借權ノ如キハ物權ノ類似タルモノト雖トモ佛蘭西
民法ニ於テハ人權中ニ多分ノ運用ヲ爲スヘキニ付キ之チ人權中
ニ挿入ス(今村)佛蘭西ハ永借權ハ物權ナリ(笑作)伊太利ニ
於テハ永借權チ人權トス

第三條

(委員長)本條或物ヲ與ヘト云フヲ挿入シタルハ如何(笑作)
佛國法ニ依レリ(栗塚)法律ノ認ムル原因ニ由リト云フヲ刪リ
ハ如何(松岡)法律ノ認ムル原因ニ由リト云フハ假令ヒ之ヲ明
記セサルモ不法ノ行爲ヲ許スヘキモノニアラサレハナリ(南部)
原案第四條第五條第六條ヲ刪リシハ如何(笑作)該三條ハ殆ン
ト購義書ニ類スルヲ以テ無用ナルヘシト思惟シタリ

第四條

此儘ニ通過ス

第五條

(笑作)本條ハ原案ヲ改正シタルニアラス其類例ヲ減シタルニ
過キス凡ソ例示ハ稀有ノモノニ就テ之ヲ舉クルハ不可ナレハナ
リ

第六條

民再調四ノ一三二

第七條

(笑作)原案ハ兩條ナリシモ別調査ニ於テハ之ヲ一條トシタリ

第八條

(笑作)本條ハ簡短ニ其類例ヲ示シタルノミ

此儘ニ通過ス

第九條

(笑作)ホアソナートハ用方ニ因ル動産ト云ヘルモノヲ掲ケタ
ルカ建築ノ足場及ヒ支柱等ノ如キハ用方ニ因ル動産ニアラス個
ハ元來動産ナリト云フヲ以テ之ヲ刪レリ

第十條

(笑作)本條モ原案ヲ整理シタルニ過キス又原案第十五條ハ其
義明白ニシテ殆ント記示ヲ要セサルヘシト云フニアリ

第十一條

(笑作) 本條モ原案第三項ハ既ニ再調査案ニテ之ヲ删除シタル
ヲ以テ別調査ニ於テモ之ヲ刪ルヘシト云フニアリ

第十二條

此儘ニ通過ス

第十三條

此儘ニ通過ス

第十四條

(笑作) 原案ニテ當事者ノ意思ニ因ルト云ヘルノミヲ示シタル
ヲ以テ其例示ハ之ヲ刪レリ(栗塚) 同種ノ物ヲ以テト云フヲ刪
リシハ如何(笑作) 簡略ニシタルノミ

第十五條

(笑作) 本條モ原案ヲ簡略シテ其不要ヲ省キタリ(委員長) 地
役ハ性質ニ因ル不可分物ナリト云フハ之ヲ省略シテ可ナルヤ(

笑作) 然リ(栗塚) 原案第二十一條乃至第二十三條ヲ刪リシハ
如何(笑作) 此類ハ法律ノ適用モ殆ント稀少ニシテ無用ナルヘ
シト云フニアリ(栗塚) 原案第二十一條ヲ刪リシハ如何(笑作)
第二十一條ノ如キハ明示ヲ要セスト云フニアリ(松岡) 眺望ノ
權ノ如キハ如何(栗塚) 眺望ノ權ハ地役ノ權ニ屬シ物ノ區別ニ
屬セス(松岡) 民法ハ天外ニ屬スルモノニ干涉スルヲ得ス

第十六條

(元尾崎) 無主物ト公共物トヲ區別シタルハ如何(松岡) ホア
ソナートハ之ヲ區別シタレハナリ

第十七條

(笑作) 融通物ト不融通物トハ單ニ其讓渡ヲ禁スルト禁セサル
トニ從テ區別ヲ附スレハ原案ノ如ク二種ノ區別ヲ用ヒサルモ可
ナリト云フニアリ

第十八條

(笑作) 本條ハ原案第二十九條ト同シ時効成ルト云フ字ヲ不可トスレハ時効ニ係ルトシテモ可ナリ本條ハ敢テ要用トモ認メサルモ空氣太陽ヲ示スヨリハ必要ニ近シト云フニアリ

第十九條

(元尾崎) 第十八條ハ假令之ヲ存在セシムルモ本條ハ不用ナリ(委員長) 本條マテ質問經過シタルヲ以テ全体ノ可否決ヲ舉クヘシ(西) 然リ既ニ原案ト別調査案トノ關係ハ了知セルニ付キ最早全体ノ可否ヲ決セラレタシ(委員長) 全篇ヲ通過シタル以上ニアラサレハ全体ノ可否ヲ決スヘカラスト云フモノハ同意ヲ表セラレタシ起立者九名ニ對スル四名ノ反對アリ(委員長) 此分ハ此儘ニ附シ置一ノ参考物トシテ内閣ニ呈出スヘシト云フニ付キ同意者ハ起立アリタシ(清岡) 原案ト別調査案トニ關シ執

レカ可ナルヤト云フ存廢論ニ付テハ塞ニ判斷ニ惑ヲ生スヘシ別調査ニ於テモ小部分ヲ見レハ可否相半セリ(元尾崎) 假令別調査案ヲ採用スルト云フニ決スルモ更ラニ小部分ニ就テ是非ヲ糺スノ余地ハ留保セサルヘカラスト(村田) ホアソナートノ原案ハ從來議過シ來リタルヲ以テ今半途ニシテ之ヲ廢スルヲ得サルヘシ假令此別調査案ヲ原案トスルニ採用スルモ他日故障ヲ惹起スレハ又其原案ヲモ變更スルニ至ラスト云フヲ得ス如是スレハ民法ノ完備ハ殆ント何日ニ至リ成稿スヘキヤヲ知ラス故ニホアソナートノ案ハ此儘ニ議過シ別調査案ハ過日ノ如ク其掛員ノミヲ以テ別ニ成稿セシメタシ(委員長) 政府ハ假令編纂ノ時日ヲ寬假スルモホアソナートハ本年十一月ニハ必ラス歸國スヘキニ依リ此儘モ各員ノ領知ヲ乞フ(松岡) 別調査案ハホアソナートノ草案ヲ破リタルモノニアラス該草案ニ就キ修正ヲ加ヘタルノミ

(南部)別調査ハホアソナートノ起案ト大ニ其趣旨ヲ異ニスレ
ハ尋常ノ修正ト云フヲ得ス(松岡)別調査案ト云フモ再調査案
ニ一步ヲ進ノタルモノニ過キス(委員長)再調査案ハホアソナ
ートニ質問シテ其意見ヲ聽クヲ得ヘキモ別調査案ハ全ク之ニ異
ナレハホアソナートニハ其意見ヲ聽クコトヲ得サルヘシ(今村)
議決ヲ舉ケラル、ニ前シテ委員長竝ニ各委員ヘ對シ一言ヲ呈シ
タシ自分ニ於テモホアソナートノ起案ニハ不同意ノ點少シトセ
ス別調査案ヲ見ルニ過度ノ修正ヲ爲シタリト云フヘシト雖トモ
其修正ハ物權人權ノ部分ニ止マレリ其他ハ假令別調査ニ附スル
モ物權人權中ノ如キ修正ハ要セサルヘシ依テ大修正ヲ要スル點
ハ特別委員ヲ以テ之ヲ修正シホアソナートニ協議シタシ如是ナ
レハホアソナートモ蓋シ其協議ヲ諾セサンニアラサルヘシ併シ
万一ホアソナートニシテ其協議ヲ承知セサルトキハ委員會ニ於

テハ其條項ハ删除セサルヲ得ス(松岡)然ルヘシ彼ノ再調査ト
云ヘルモノハ最初ハ文字ノミニ止マルト云フ筈ナルモ今日ニ至
テハ再調査ノ働ヲ呈強シ往々意味ノ上ニ不都合ヲ認ムルニ至テ
ハ之ヲ變更スルヲ得ヘキモノタルヲ以テ最初委員會カ別調査ヲ
要スヘシト思惟シタル點度ハ今日再調査ニ於テ充分之ヲ求メ得
ヘキニ到來シタレハナリ(委員長)今村氏ノ建議ハ可ナリト雖
トモ現ニ成稿セシ別調査案ハ如何處分スヘキヤ(今村)此別調
査案ハ此儘ニ附シ置キ賃借權ノ如キ用收權ノ如キ大修正ヲ要ス
ヘキ部分ハ特別ノ委員ニ附セラレテハ如何(元尾崎)特別委員
ヲ命スルト云ヘハ即チ別調査トナルヘシ(委員長)特別委員ノ
修正ヲ要スヘキ場合ハ之ヲ報告委員ニ於テ調査スルモ可ナリ別
調査案ノ呈案者カ今村氏ノ建議ニ同意スレハ先刻舉ケントシタ
ル決議ニ取消スヘシ(笑作)所有權マテノ部分ハ再應其逐條ニ

付キ再別調査案ト比照ヲ乞ヒタシ要スルニ再調査案ヲ再應委員
會ニテ参照アラシコトヲ希望ス(南部)兩調査案ノ逐條此照ハ
要用ニアラサルヘシ(尾崎)再調査案ノ讀了シタル部分ヲ比照
スルモ僅少ノ部分ニ過キサレハ敢テ其勞ヲ執ルニ及ハス(栗塚
一)兩調査案ヲ比照スレハ所有權以前ノ各條ハ其以後ノ各條ト文
章ヲ異シ勢ヒ今ノ別調査案ノ文体ニ從ハサルヲ得スト云フ結果
ヲ生スルニアラスヤ(清岡)別調査案ヲ採取セサル以上ハ更ニ
兩調査案ヲ圖ハスノ必要ナシ(松岡)圖ハスト云フ思意ニアラ
ス(委員長)開卷第一ニシテ人ノ耳目ニ觸レ易ケレハ成シ得ヘ
キ丈ケハ之ヲ比照シ其修正ニ付テハ起案者ニ協議シタシ(尾崎
一)然ルトキハ第一條ヨリ逐條ニ審議ヲ盡サ、ルヘカラサルニ至
ラン(委員長)折角笑作松岡兩委員ノ勞ヲ取シモノナレハ鄭重
ヲ盡シタシ(笑作)別調査案ノ爲ノ委員長ノ配慮ヲ受クルニ至

ルナラハ別調査案ハ塗抹ニ附セラレンコトヲ希望ス

昭和十三年六月二十三日寫了司法省法律調查會藏書

日本學術振興會

日本學術振興會

